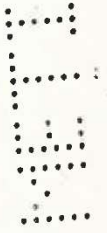


第 7 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和2年7月29日 20200204保第1号）は、次のとおりである。

経済産業省



20200204保第1号

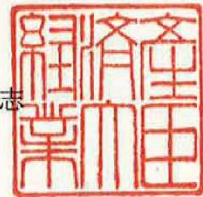
令和2年7月29日

合同会社 NWE-09 インベストメント

代表社員 日本風力エネルギー株式会社

職務執行者 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年2月4日付けで届出のあった「(仮称) いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備及び付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）に係る具体的な事業計画が、明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電設備等が稼働中又は環境影響評価の手続き中であり、累積的な環境影響が懸念される。
既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報も活用し、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやノレンコウモリ等の重要な動物の生息地となっている可能性があり、アカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること。



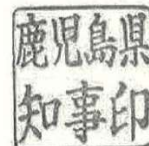
環 林 第 148 号

令和 2 年 7 月 7 日

(環境林務課扱い)

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

鹿児島県知事 三反園 訓



「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版) 環境
影響評価方法書」に対する環境の保全の見地からの知事意見について (送付)

令和 2 年 2 月 4 日付けで合同会社NWE-09インベストメントから送付のあった標記
の環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第 1 項及び電気事業法第46条の
7 第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

なお、関係市長から別添のとおり意見がありました。

「(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業(改定版)
環境影響評価方法書」に対する環境の保全の見地からの知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案すること。
- (2) 本事業計画の検討に当たり、今後適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討し、環境への影響の回避又は低減に努めること。
また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (4) 環境影響評価を実施するに当たっては、重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、選定項目などの見直し又は追加を検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 風力発電設備等の配置等に係る具体的な事業計画が記載されていないところであるが、準備書においては、これらを明確に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。
なお、調査を行うに当たっては、適切な調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。
- (6) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価の途中であり、近接して風力発電所が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等については、事業者間で十分に協議・調整を行った上で、実現可能な事業計画を準備書に記載すること。
また、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 準備書の作成に当たっては、事後調査（建設工事及び供用後の環境の状況を把握するための調査）の要否について検討するとともに、事後調査結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。

2 個別事項

(1) 大気環境に対する影響

- ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における大気質、騒音及び超低周波音並びに振動による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響を回避又は低減すること。

イ 大気環境への影響については、建設工事等で使用する建設機械の種類及び数量や、資材及び機械の運搬等に用いる車両の種類、台数及び通行経路について、その内容を準備書に具体的に記載し、予測及び評価に適切に反映させること。

ウ 風力発電所の稼働に係る騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価を行うに当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考にするとともに、過去の被害事例等も調査し、風力発電設備等の配置等、稼働制限等の措置を含め、風力発電所の稼働後に当該影響が確認された場合の対策についても十分に検討を加え、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

エ 調査地点の選定に当たっては「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年経済産業省）の参考手法によって行い、調査地点ごとの選定理由を準備書に具体的に記載すること。調査期間等についても同様とし、これによらない場合は理由を準備書に明記すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減すること。

(3) 水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、砂防法（昭和30年法律第29号）に基づく砂防指定地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域並びに水道原水の取水河川及び内水面漁業権が設定された河川を含む複数の河川等が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、水道事業者等と協議の上、工事の影響及び水道水源等への影響を適切に把握できる地点を調査地点に設定するとともに、工事中の水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための土砂流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、沈砂池などの土砂流出防止措置については、その規模、算定根拠及び維持管理の方法を準備書に記載すること。

イ 本事業の実施に伴う土地の改変により雨水排水量の増加が懸念されることから、雨水排水量の増加による河川への影響についても、調査・予測・評価を行うこと。

(4) 動物、植物、生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやノレンコウモリ等の重要な動物の生息地となっている可能性があり、アカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、県、関係市及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切な調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種

の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

イ 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行い、森林伐採による生態系への影響を回避又は低減すること。

また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺には、県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）に基づき指定された川内川流域県立自然公園があり、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。

これらの地域に風力発電設備等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念を十分踏まえた対応を行うこと。また、周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、県及び関係市との協議を実施すること。

なお、県、関係市、専門家、地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、県、関係市、専門家、地域住民及びその他の利用者の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。

(7) 廃棄物等に係る影響

ア 建設工事においては、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物は適正に処理すること。また、廃棄物の種類、発生量及び処分方法について準備書に記載すること。

イ 建設残土の処分については、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、必要に応じて専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域の近くには市来断層等の存在が確認されており、大雨時や地震において、土砂災害の発生のおそれがあることから、建設残土の処分については、尾根にある谷部分を埋める方法は避けること。

ウ 風力発電設備等の工事中及び供用時における風化土層の崩壊・流出、斜面維持に係る調査を行うとともに、地質や含有する重金属等の有害物質についても調査を行い、適切に予測及び評価を行うこと。

(8) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ 本事業に係る温室効果ガス排出量の削減効果等について、森林の伐採による二酸化炭素吸収量の減少と風力発電による排出量削減を比較することにより明らかにすること。

ウ 事業計画、環境調査及び工事内容に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにするなど、地域住民及び関係市に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。